長崎市原子爆弾被爆者養護ホーム入所判定委員会設置要綱を次のように定める。

平成14年 4月 1日

長崎市長 伊藤 一長

#### 長崎市原子爆弾被爆者養護ホーム入所判定委員会設置要綱

## (設置)

第1条 原子爆弾被爆者一般養護ホーム及び原子爆弾被爆者特別養護ホーム(以下「養護ホーム」という。)への入所措置を適正に行うため、長崎市原子爆弾被爆者養護ホーム入所判定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

#### (任 務)

- 第2条 委員会は、次の事項について判定又は検討をし、その結果を市長に報告する。
- (1) 養護ホ ムへの入所の申出があった者又は入所中の者についての入所措置の要否
- (2)前号において、入所措置を否と判定された者に対する保健福祉施策等の活用に関する参考事項

### (組 織)

- 第3条 委員会は、委員若干人をもって組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が依頼し、又は指定する。
  - (1) 内科医師
  - (2) 精神科医師
  - (3) 養護ホームの代表者
  - (4) 保健所長
  - (5) 原爆被爆対策部援護課長
  - (6) 市長が特に定める者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、任期途中に委員が交代したときの後任の委員の任期は、 前任者の残任期間とする。
- 4 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定した委員がその職務を代理する。

#### (運 営)

- 第4条 委員会は市長が招集し、委員長が主宰する。
- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聞き、又は説明を求めることができる。

#### (庶 務)

第5条 委員会の庶務は、原爆被爆対策部援護課において処理する。

## (委 任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

# 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。